

児童福祉施設における防災計画作成指針策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉施設における防災計画指針を策定することを目的として、各児童福祉施設の関係者をはじめとする各界各層の意見を幅広く聞くために「児童福祉施設における防災計画作成指針策定委員会」を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、児童福祉施設における防災計画指針の策定について検討し、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員は、学識経験者、児童館関係者、児童養護施設関係者、保育施設関係者、災害福祉専門家等の5名とする。
また、必要に応じて、福祉関係者等をオブザーバーとして招聘し、意見を求めることができるものとする。

(委員長)

第4条 委員の互選により委員長を置く。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。
2 必要と認めたときは、関係者等の出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴取することができる。
3 オンラインによる出席を希望する委員は、次に掲げる事項を遵守するとともに、委員会開催日の前日までに、事務局へ連絡すること。
(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
(2) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、石川県健康福祉部少子化対策監室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。